

放送分野における情報アクセシビリティに関する指針

(平成30年2月7日策定)

本指針は、放送法第4条第2項等を踏まえ、放送分野における情報アクセシビリティの向上を図るため、字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定めるものである。

本指針の運用に当たっては、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等に鑑み、視聴覚障害者等の議論への参画の重要性を踏まえつつ新技術の積極的活用等により、視聴覚障害者等の情報アクセス機会の一層の確保を図ることとする。

また、本指針で示す目標達成年度をできる限り早期に達成するよう努めるとともに、毎年度実績をとりまとめ公表を行う等フォローアップを行う。

なお、本指針は、技術動向等を踏まえて、5年後を目途に見直しを行う。

字幕放送（※1）

	普及目標の対象		目標	備考
	放送時間	放送番組		
NHK	6時から25時までのうち連続した18時間 〔大規模災害等が発生した場合は、この時間帯に関わらず、できる限り速やかに対応〕	字幕付与可能な全ての放送番組	・対象の放送番組の全てに字幕付与（※2）	・教育放送及びBS1については、できる限り目標に近づくよう字幕付与 ・BSプレミアムについては、対象の放送番組の全てに字幕付与（※2）
地上系民放（県域局以外）		〔「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組 ① 技術的に字幕を付すことができない放送番組（例：現在のところ複数人が同時に会話を行う生放送番組） ② 外国語の番組 ③ 大部分が器楽演奏の音楽番組 ④ 権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組〕	・対象の放送番組の全てに字幕付与（※2）	
（県域局）			・2027年度までに対象の放送番組の80%以上に字幕付与。できる限り、対象の全てに字幕付与	・独立局については、できる限り多くの番組に字幕付与
放送衛星による放送（NHKの放送を除く）			・2027年度までに対象の放送番組の50%以上に字幕付与。できる限り、対象の全てに字幕付与	・2000年度に放送を開始した総合放送を行う事業者以外の放送事業者については、2027年度までに、できる限り対象の全てに字幕付与
通信衛星による放送 有線テレビジョン放送			・当面は、できる限り多くの放送番組に字幕付与	

※1 字幕放送には、データ放送やオープンキャプションにより番組の大部分を説明している場合を含む

※2 7時から24時以外の1時間については、2022年度までに対象の放送番組の全てに字幕付与

解説放送（※3）

	普及目標の対象		目標	備考
	放送時間	放送番組		
NHK	7時から24時	権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組	・2027年度までに対象の放送番組の15%以上に解説付与	・教育放送については、2027年度までに対象の放送番組の20%以上（※5）に解説付与 ・放送衛星による放送については、できる限り目標に近づくよう解説付与
地上系民放（県域局以外）		「権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組」とは次に掲げる放送番組 ① 権利処理上の理由により解説を付すことができない放送番組 ② 2か国語放送や副音声など2以上の音声を使用している放送番組 ③ 5.1ch サラウンド放送番組 ④ 主音声に付与する隙間のない放送番組	・2027年度までに対象の放送番組の15%以上に解説付与	
（県域局）			・2027年度までに対象の放送番組の10%以上に解説付与に努める	・独立U局については、できる限り多くの番組に解説付与
放送衛星による放送（NHKの放送を除く）			・2027年度までに対象の放送番組の5%以上に解説付与に努める	・2000年度に放送を開始した総合放送を行う事業者以外の放送事業者については、できる限り目標に近づくよう解説付与
通信衛星による放送 有線テレビジョン放送			・当面は、できる限り多くの放送番組に解説付与	

※3 大規模災害時等にチャイム音とともに緊急・臨時に文字スーパーを送出する場合、できる限り読み上げる等により音声で伝えるよう努めるものとする

※4 2022年度までに対象の放送番組の13.5%以上に解説付与

※5 2022年度までに対象の放送番組の19%以上に解説付与

手話放送

NHK（放送衛星による放送を除く）及び地上系民放（県域局を除く）については、2027年度までに平均15分／週以上に手話付与